

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

東海・大洗原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 栗崎 博

平成30年度保安検査実施方針について

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（試験研究用等原子炉施設）に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおり定めましたので提出します。

記

1. 重点的に実施する保安検査内容及びその選定理由

(1) 改善活動等の取組状況

自らの施設で発生した不適合事象に対し、適切な原因究明が行われ、再発防止を確実にするための是正処置が徹底して行われていること、他の施設で得られた知見について、自らの施設に適用すべきものは、確実に予防処置として対応されていることを確認する。また、採った処置の有効性評価が実施され、継続的な改善活動が実施されていることも確認する。

(2) 保守管理等の実施状況

近年、核燃料施設等においては、非常用ディーゼル発電機設備に付随する燃料油配管の未点検等、事業者が自らの施設について、点検状況を把握せず、安全上重要な施設等に対して長期間点検を行っていないことが昨年度の検査で確認された。新検査制度においては、こうした設備・機器等について、調達、設計、運転、保守などの事業者の様々な取組を確認することとなる。

こうした状況を踏まえ、施設の老朽化の状況を勘案した上で、維持管理すべき機器等の保全の計画が作成され、それを実施するための体制（手順書の作成等を含む）が構築され、点検等が適切に行われていることを確認する。

(3) 外部事象等に対する体制の整備状況

近年、実用炉においては、原子炉建屋への雨水流入が生じた事例等が発生している。また、外部事象等に対する体制については新規制基準において強

化されているところであり、関連設備・機器等の管理や、非常時の体制、要員の教育訓練、関連マニュアル類の整備など様々な事業者の取組が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、外部事象等に対する体制の整備状況について確認する。

(4) 異常事象等発生時の措置

昨年度は「日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにおける核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故」等の異常事象が発生し、計画外の放射線業務従事者の被ばく、核燃料物質等の漏えい、想定していなかった汚染等が発生した。

こうした状況を踏まえ、異常事象等が発生した場合、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、事業者の体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていること等を確認する。

なお、保安検査の内容、期間等は施設の運転状況、検査項目の追加等を勘案して適宜、見直しを行う。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし

3. 保安検査実施時期（期間）

- (1) 第1回保安検査：6月上～中旬（1日間）
- (2) 第2回保安検査：9月上旬～中旬（1日間）
- (3) 第3回保安検査：12月上旬～中旬（1日間）
- (4) 第4回保安検査：3月上旬～中旬（1日間）